

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第19号）

- 1 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）等の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第20号）

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部が改正され、「個人情報」の定義が明確化されたこと、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の一部が改正され、不開示情報の定義のうち、個人に関する情報に含まれる記述等の内容が明確化されたこと等の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第21号）

- 1 香川県立白鳥病院の診療科目を新設するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年9月1日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第22号）

- 1 水銀に関する水俣条約が発効されることにより、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第23号）

- 1 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第24号）

- 1 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第25号）

- 1 子を養育するために育児休業をしたことがある場合における当該子について、再度の育児休業をすることができる特別の事情等について、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第26号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正により失業者の退職手当の支給について拡充された国家公務員との均衡を考慮し、職員の退職手当について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成30年1月1日から施行することとした。

◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第27号）

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の一部が改正され、不開示情報の定義のうち、個人に関する情報に含まれる記述等の内容が明確化された趣旨を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。